

○ 厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）

改 正 後	改 正 後
-------------	-------------

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イムハ （略）

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(一) 療養病床を有する病院（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省

令第五十号）第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。）で

ある指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養

病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する

病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定

短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の

看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分（指定居宅サービ

ス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下

この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）が、常

勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利

用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すこと

に一以上であること。

八 指定短期入所療養介護の施設基準

イムハ （略）

二 病院療養病床短期入所療養介護費(1)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(1) 痘養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であ

(一) 痘養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養

病棟」という。）における看護職員の数（当該療養病棟を有する

病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定

短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病床の

看護職員の数及び当該療養病床のユニット部分（指定居宅サービ

ス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下

この号において同じ。）以外の部分に係る看護職員の数）が、常

勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利

用者の数及び入院患者の数の合計数が6又はその端数を増すこと

に一以上であること。

(三) (四) (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) (八) (略)

(2) (3) (略)

本

病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 療養病床を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所である」と。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数（当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の

(三) (四) (略)

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) (八) (略)

(2) (3) (略)

数)が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことと一緒に一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当しないこと。

(5) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ(同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当するものであること。

(6) ニ(1)四)、七及び八に該当するものであること。

ヘ (略)

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ(1)から(3)まで、ホ又はヘのいずれかに該当するものであること。

ホ (略)

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ(1)から(3)まで又はホのいずれかに該当するものであること。

ヘ (略)

チ 診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (略)

(2) (1)、四及び五に該当するものであること。

(3) (1)、四及び五に該当するものであること。

(4) (1)、四及び五に該当するものであること。

(5) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユ

ニシット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当

該療養病室の看護職員又は介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

リ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)、(4)及び(5)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

リ ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) チ(1)、(4)及び(5)に該当するものであること。

(2) 当該療養病室における看護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の看護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該療養病室における介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病室の介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

又 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

チ(1)若しくは(2)又はリのいずれかに該当するものであること。

ル 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準の適用を受ける病院を除く。(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。) 同令第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。) である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準の適用を受ける病院を除く。(医療法施行規則第五十二条の規定及び(1)の規定の適用を受ける病院を除く。) である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(3) (5) (略)

リ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 老人性認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

又 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ト(1)若しくは(2)又はチのいずれかに該当するものであること。

ル 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準の適用を受ける病院を除く。(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。) である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 老人性認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準の適用を受ける病院を除く。(医療法施行規則第五十二条の規定及び(1)の規定の適用を受ける病院を除く。) である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) (五) (略)

(3) (5) (略)

二条の規定の適用を受ける病院に限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すこと)に一以上であること。

(3) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する

病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数(当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すこと)に一以上であること。

(4) (2)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(5) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当しないこと。

ア) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

ル ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定

短期入所療養介護の施設基準

ル(1)一及び四に該当するものであること。

三

(三)

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当しないこと。

ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ル(2)一及び(四)に該当するものである」と。

二)
三)
(四)
略)

特定認知症疾患

介護の施設基準

ル(1)から(5)まで、ヲ又はワ(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。

十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

短期入所療養介護の施設基準

（二）及（三）該当するものであること。

文選卷之三

(三)

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定

卷之三

いがいこと

(2) ユニット型認知症疾患病期短期入所療養介護費Ⅲを算定すべき指定

短期入所療養介護の施設基準

一) 又(2)一及び四)こ該当するものであること。

卷之三

(二)
(四)
(略)

特定認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。

指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

床短期入所療養介護費Ⅲの病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ、認知症
所療養病床短期入所療養介護費Ⅰの診療所療養病床短期入所療養介護
費Ⅰ、診療所療養病床短期入所療養介護費Ⅱの診療所療養病床短期入
所療養介護費Ⅰ、認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅰの認知症疾患型
短期入所療養介護費Ⅰ、認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱの認知症
疾患型短期入所療養介護費Ⅰ、認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅲの

費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下口において同じ。）（定員が一人のものに限るする病室をいう。以下口において同じ。）の利用者に対して行われるものであること。

認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものである」と。

□ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、

□ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症

認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は基準適合診療所型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所又は基準適合診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(五)中「第四号口(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号口(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヘの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号口(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は基準適合診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室(定員が二人以上のものに限る。)の利用者に対して行われるものであること。

ハ・ニ (略)

三十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(五)中「第四号口(2)」とあるのは、「第十二号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号口(3)」とあるのは、「第十二号口(3)」と読み替えるものとする。

二 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(五)又は(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ナ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

リ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)(四)又は(2)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十三号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i) 療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

八 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号リの規定を準用する。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号チの規定を準用する。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヌの規定を準用する。この場合において、同号ヌ(1)(五)又は(2)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十一号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十三号イ(2)」と読み替えるものとする。

ナ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)(四)又は(2)(四)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第十二号イ(3)」と読み替えるものとする。

四十三 指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i) 療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニシット（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。以下口及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入院患者に対して行われるものであること。

費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)を算定すべき指定介護療養施設サービス費(i)に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第一項に規定する病室をいう。以下口及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入院患者に対して行われるものであること。

症疾患型介護療養施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾、認知症疾患型介護療養施設サービス費^(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾、認知症疾患型介護療養施設サービス費^(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾、認知症疾患型介護療養施設サービス費^(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾又は認知症疾患型介護療養施設サービス費^(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

エニシットに属さない病室（定員が二人以上のものに限る。）の入院患者に対して行われるものである」と。